

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

鳴瀬川地区桑折江幹線用水路他効果検証取りまとめその他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業鳴瀬川地区桑折江幹線用水路他効果検証取りまとめその他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営鳴瀬川農業水利事業で造成された桑折江幹線用水路において試験施工した目地補修工事、国営和賀中部農業水利事業で造成された尻平頭首工において試験施工した表面被覆工事について、モニタリング調査と効果検証取りまとめを行うとともに、国営馬淵川沿岸農業水利事業で造成された上家向支線用水路において漏水調査手法の検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、宮城県大崎市松山地内他であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-7 条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－鋼構造及びコンクリート
		農業－農業土木 農業－農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
	工学	
シビルコンサルティ ングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1-8 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-10 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	令和5年4月
2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省 農村振興局	平成28年8月
3	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農業農村整備部会 技術小委員会	平成28年8月
4	農業水利施設長寿命化のための手引き(案)	農林水産省 農村振興局	平成27年11月

(設計条件)

第2-2条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 現地調査等のために施設内へ立入る日程等、詳細については監督職員と打ち合わせた後、施設管理者と調整したうえで行うものとする。
- (3) 調査作業にあたり水替え等の仮設工が必要となる場合は監督職員と協議するものとする。

(対象施設)

第2-3条 本業務の対象とする施設は、次のとおりである。

(1) 桑折江幹線用水路

調査対象延長：1,173m

大型フリーム B=2.2m H=1.4m

(2) 尻平頭首工

形式：複合堰

取水量：Q=1.922m³/s

堰長：30.6m（固定堰23.0m、魚道3.3m、土砂吐4.3m）

(3) 上家向支線用水路

延長：822m

ダクティル鉄管 Φ200mm L=806m

鋼管 Φ200mm L=11m

鋼管 Φ150mm L=5m

(参考図書)

第2-4条 本業務で参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次のとおりである。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	農業水利施設保全補修ガイドブック 2024	(社)農業土木事業協 会	令和6年7月
2	コンクリートのひび割れ調査, 補修・ 補強指針-2022-	(社)日本コンクリー ト工学会	令和4年6月
3	コンクリート診断技術 ‘23	(社)日本コンクリー ト工学会	令和5年5月
4	農業水利施設の補修・補強工事に関 するマニュアル(開水路編)(案)	農林水産省農村振興 局整備部設計課	令和5年3月

(貸与資料)

第2-5条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

貸 与 資 料	数 量
平成27年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鳴瀬川地区開水路目地試験工事 完成図書	1 式
令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鳴瀬川地区用水路目地補修工事 完成図書	1 式
桑折江幹線用水路過年度モニタリング調査結果	1 式
令和2年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 和賀中部地区尻平頭首工損傷対策検討その他業務 報告書	1 式
令和2年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 和賀中部地区尻平頭首工試験工法検討業務 報告書	1 式
令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 和賀中部地区尻平頭首工試験施工河川協議資料作成業務 報告書	1 式
令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 和賀中部地区尻平頭首工表面被覆補修工事 完成図書	1 式
令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 和賀中部地区尻平頭首工試験工事検証その他業務 報告書	1 式
令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 馬淵川沿岸地区米沢揚水機場浮遊砂対策効果検証取りまとめその他業 務 報告書	1 式
令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 馬淵川沿岸地区奥中山第3幹線用水路他機能診断調査業務 報告書	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-6条 第2-4条及び第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合

は、監督職員と協議するものとする。

(2) 参考図書は機能診断作業時点の最新版を使用するものとする。

(3) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりであり、作業内容は別紙1「作業項目内訳表」及び別紙2「現地調査作業一覧表」に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量
1. 調査作業（桑折江幹線用水路）	
(1) 現地踏査	1, 173m
(2) モニタリング調査	1, 173m
2. 調査作業（尻平頭首工）	
(1) 近接目視	243m ²
(2) 打音調査	243m ²
(3) 摩耗量調査	76 点
3. 調査作業（上家向支線用水路）	
(1) 現地踏査	822m
(2) 近接目視（付帯構造物）	1 式
(3) 管路漏水調査	1 式
4. 設計作業（桑折江幹線用水路）	
(1) 業務準備	1 式
(2) モニタリング調査結果取りまとめ	1 式
(3) 試験施工等の評価	1 式
(4) 新技術導入推進委員会の説明資料（案）作成	1 式
5. 設計作業（尻平頭首工）	
(1) 業務準備	1 式
(2) モニタリング調査結果取りまとめ	1 式
(3) 試験施工等の評価	1 式
(4) 新技術導入推進委員会の説明資料（案）作成	1 式
6. 設計作業（上家向支線用水路）	
(1) 業務準備	1 式
(2) 漏水位置特定手法の検討	1 式
(3) 新技術導入推進委員会の説明資料(案)作成	1 式
7. 点検取りまとめ	
(1) 点検取りまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十

分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。

- (2) 現地調査等に当たっては、施設管理者と調整の上で行うものとする。
- (3) 施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (4) 本業務において生じた受注者の責に帰する第三者との紛争については、受注者の責任において処理しなければならない。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第 2-4 条、第 2-5 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第 3-3 条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階（業務計画書作成段階）

第2回 中間打合せ（調査結果取りまとめ及び漏水位置特定手法の概定段階）

第3回 中間打合せ（試験施工の評価作成段階）

第4回 中間打合せ（新技術導入推進委員会資料の作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、打合せの内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部

成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (6) 現地調査に当たって仮設が必要になった場合。

- (7) 履行期間の変更が生じた場合
- (8) 関係機関等対外的協議等により業務内容等に変更が生じた場合
- (9) その他

第7章 定めなき事項

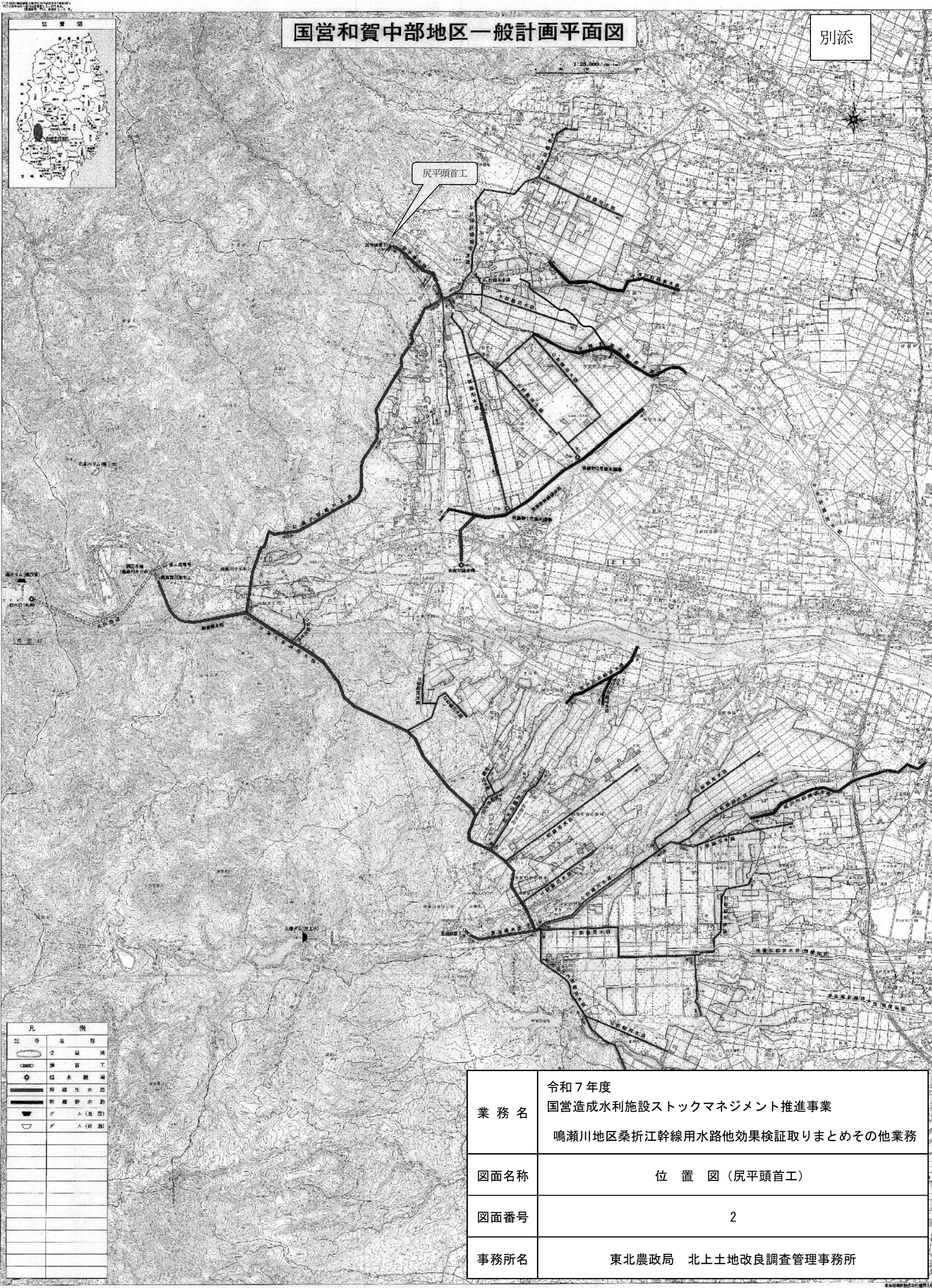
(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



国営和賀中部地区一般計画平面図

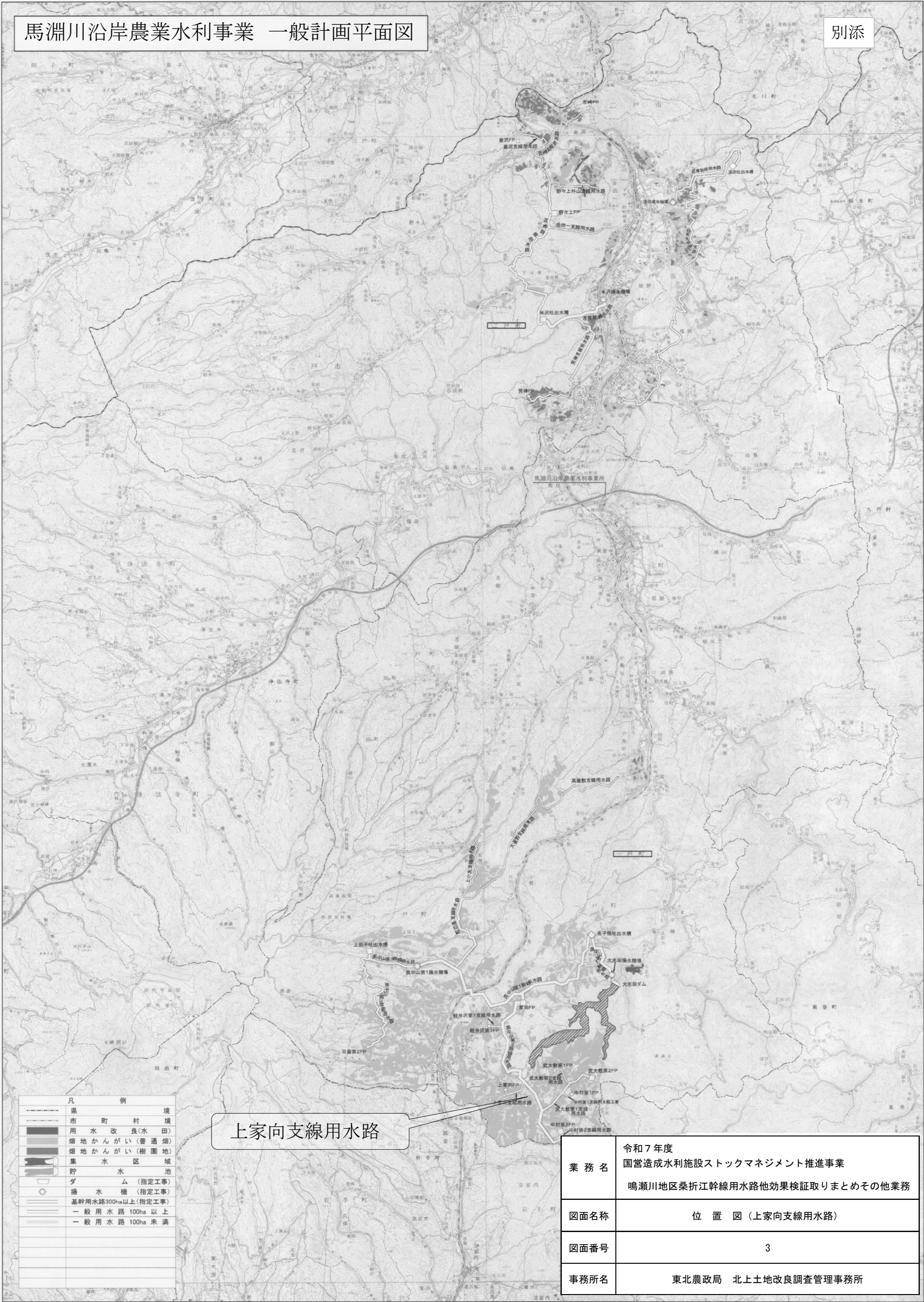
別添



業務名	令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鳴瀬川地区桑折江幹線用水路他効果検証取りまとめその他業務
図面名称	位置図（尻平頭首工）
図面番号	2
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

馬淵川沿岸農業水利事業 一般計画平面図

別添



上家向支線用水路

業務名	令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
	鳴瀬川地区桑折江幹線用水路他効果検証取りまとめその他業務
図面名称	位置図（上家向支線用水路）
図面番号	3
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

別紙1「作業項目内訳表」

1. 調査作業(桑折江幹線用水路)

作業項目	作業内容	作業実施欄
(1)現地踏査	目視及び改良区からの聞き取りにより漏水範囲の特定を行い、踏査結果を整理する。(L=1,173m)	○
(2)モニタリング調査	目地の状況(硬度、開き、段差、目地材の剥離・欠損・脱落、漏水、周辺コンクリートの剥離・欠落・脱落、ひび割れ、浮き)を確認し、7工法(応力機能目地、CPK水路目地、エコガード、PU-1、セルフシール、ハイブリッドSiX3、HSシール)各2箇所を選定し記録する。(L=1,173m)	○

2. 調査作業(尻平頭首工)

作業項目	作業内容	作業実施欄
(1)近接目視	過年度作成したスケッチ図を基に欠損や摩耗の変状状況を把握し、目視や簡易な器具による計測等の調査により定量的な確認を行った上スケッチ図を作成する。(A=243m ²)	○
(2)打音調査	パネル裏込めの空洞の有無を確認するため打音調査を行う。(A=243m ²)	○
(3)摩耗量調査	各パネルに設置された定点(76点)の摩耗量をレベルにより計測する。また、監督職員が別に指示する固定堰4箇所、土砂吐1箇所については、農業・食品産業技術総合研究機構がレーザー測定を行うので、作業を補助する。	○

3. 調査作業(上家向支線用水路)

作業項目	作業内容	作業実施欄
(1)現地踏査	遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。(L=822m)	○
(2)近接目視(付帯構造物)	目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握する。	○
(3)管路漏水調査	管路漏水状況について、家向ファームポンドの水位より、24時間経過後の状況を測定し、漏水量を計測する。	○

4. 設計作業(桑折江幹線用水路)

作業項目	作業内容	作業実施欄
(1)業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
(2)モニタリング調査結果取りまとめ	平成28～29年度及び令和4～6年度に行ったモニタリング調査結果を含め全体の整理・取りまとめを行う。	○

作業項目	作 業 内 容	作業実施欄
(3)試験施工等の評価	平成27年度及び令和3年度試験施工（目地補修）結果について、各工法の健全度、性能低下要因、性能低下予測、適用性等をモニタリング調査結果及び各種文献等に基づき評価する。	○
(4)新技術導入推進委員会の説明資料（案）作成	試験施工の評価結果を踏まえ、来年度の新技術導入推進委員会の説明資料をPowerPointで作成する。（15～20ページ程度の資料：説明時間10～15分用資料）	○

5. 設計作業（尻平頭首工）

作業項目	作 業 内 容	作業実施欄
(1)業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
(2)モニタリング調査結果取りまとめ	令和5～6年度に行ったモニタリング調査結果を含め全体の整理・取りまとめを行う。	○
(3)試験施工等の評価	令和4年度試験施工（表面被覆補修）結果について、各工法の健全度、性能低下要因、性能低下予測、適用性等をモニタリング調査結果及び各種文献等に基づき評価する。	○
(4)新技術導入推進委員会の説明資料（案）作成	試験施工の評価結果を踏まえ、来年度の新技術導入推進委員会の説明資料をPowerPointで作成する。（15～20ページ程度の資料：説明時間10～15分用資料）	○

6. 設計作業（上家向支線用水路）

作業項目	作 業 内 容	作業実施欄
(1)業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
(2)漏水位置特定手法の検討	現地条件に合った漏水位置特定手法を決定し、調査に係る概算額を算出する。	○
(3)新技術導入推進委員会の説明資料（案）作成	漏水位置特定手法の検討結果を踏まえ、今年度の新技術導入推進委員会の説明資料をPowerPointで作成する。（15～20ページ程度の資料：説明時間10～15分用資料）	○

7. 点検取りまとめ

作業項目	作 業 内 容	作業実施欄
(1)点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙 2 「現地調査作業一覧表」

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
1. 調査作業(桑折江幹線用水路)				
(1) 現地踏査			1,173m	
(2) モニタリング調査			1,173m	
2. 調査作業 (尻平頭首工)				
(1) 近接目視			243m ²	
(2) 打音調査			243m ²	
(3) 摩耗量調査			76 点	
3. 調査作業(上家向支線用水路)				
(1) 現地踏査			822m	
(2) 近接目視 (付帯構造物)			1 式	
(3) 管路漏水調査			1 式	